

「買うなら岩手のもの運動」キャンペーン運営業務

業務仕様書

令和 2 年 5 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『「買うなら岩手のもの運動」キャンペーン運営業務』（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

「買うなら岩手のもの運動」キャンペーン運営業務

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うイベント等の中止、延期や外出自粛などによる県内経済の停滞は、飲食業、製造業などに大きな影響を与えている。

このことから、地産地消で県産品の消費を促進し、県内の生産者や事業者を応援していく「買うなら岩手のもの～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」の取組を実施する。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和2年9月30日(水)まで

(4) 委託料の上限額

1,948千円以内（税込）

2 業務の仕様に関する事項

上記目的を達成するため、下記の項目について企画を提案すること。

(1) 県内テレビ放送によるキャンペーン情報発信番組放送調整

① 提案内容

「買うなら岩手のもの運動」～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～の取組を紹介し、一般消費者に取組に賛同していただき、県産品の普及拡大に繋がるよう、県内のテレビ番組で放送する企画を提案すること。

② 仕様等

ア 放送時期は令和2年6月から令和2年8月までの間に複数番組で実施すること。

イ 番組の内容は、キャンペーンの趣旨と協力事業者の取組状況を取り上げるものとし、情報番組、旅番組等の中継やロケなどで紹介すること。

ウ 放送前には、視聴率アップに向けた事前の告知（CM、テレビ局 SNS 等）を行うこと。

エ 県産品の視聴者プレゼントなどを行うこと。

(2) 情報誌等による宣伝・広報

① 提案内容

「買うなら岩手のもの運動」～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～の取組を紹介し、一般消費者に取組に賛同していただき、県産品の普及拡大に繋がるよう、情報誌等での宣伝・広報について企画提案すること。

② 仕様等

- ア キャンペーンの趣旨と取組状況を取り上げるものとし、県内で配布若しくは販売している情報誌への記事掲載を行うこと。(広告やタイアップ企画での掲載可)
- イ キャンペーン協力事業者の店舗紹介を行うこと。

(3) 受託事業者の提案による広報活動（自由提案）

上記のほか、「買うなら岩手のもの運動」～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～の情報発信に有効な方策があれば提案すること。実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と合わせ、委託料の上限額を範囲内とする。

(4) 留意事項

実現可能な提案を提出すること。実施にあたって、不確定要素や県、関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

また、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努め、ロケや取材等が必要な場合は、必要最小限の人数でマスク等の着用の上で対応すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本事業において作成した成果物は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたときに、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。